

岡山県公報

発行
岡山県



目次	担当課（室）	目次	担当課（室）
<p>【告示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 指定障害児通所支援事業者の指定 ○ 指定通所支援の事業の廃止の届出 ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定 ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 ○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧 	<p>地域医療推進課</p> <p>指導監査課</p> <p>水産課</p>	<p>【正誤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般競争入札の実施 ○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 ○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 落札者等の決定 ○ 岡山県税条例施行規則等の一部を改正する規則の正誤 <p>（県例規集登載）</p>	<p>危機管理課</p> <p>都市計画課</p> <p>建築指導課</p> <p>用度課</p> <p>総務学事課</p>

◎岡山県告示第二百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

中島病院

津山市田町一三二

令和八年四月一日

東備訪問看護ステーション

赤磐市下市五一八一

令和八年四月一日

訪問看護・リハビリステーションONE

TEAM

津山市田町一〇九一四

令和八年四月一日

◎岡山県告示第二百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人社団新風会 玉島中央病院

倉敷市玉島阿賀崎二一―一

令和八年四月一日

くすの木薬局

倉敷市加須山二五四―一二

令和八年四月一日

そうごう薬局新見店

新見市高尾二二九二―一

令和八年四月一日

びぜん薬局

備前市伊部九〇―五

令和八年四月一日

ソーク薬局福井店

倉敷市福井一三一―一

令和八年四月一日

ゆずりは薬局

新見市石蟹六五―五

令和八年四月一日

訪問看護ステーションあんど

倉敷市真備町川辺二〇〇―一

令和八年四月一日

◎岡山県告示第二百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

西井クリニック

笠岡市笠岡六一五―一二

令和八年四月一日

津山薬局 南新座店

津山市南新座一七―四

令和八年四月一日

◎岡山県告示第二百十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

そよ風

2 所在地

笠岡市横島一九四四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団清和会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市横島一九四五番地

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇一七三

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

聖華フオリア

2 所在地

浅口市鴨方町六条院中一一六八番五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人聖華会

2 主たる事務所の所在地

浅口市鴨方町六条院中二三四七番一

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三五一六〇〇一〇五

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

◎岡山県告示第二百十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こどもサポート教室「きらり」鴨方校

2 所在地

浅口市鴨方町六条院中三二五二―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社クラ・ゼミ

2 主たる事務所の所在地

静岡県浜松市中央区田町二三〇番地の一五

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三五一六〇〇一―三

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年四月七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

プラムLabo

2 所在地

笠岡市十一番町一―四六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ウゴカス

2 主たる事務所の所在地

笠岡市美の浜二六―二九

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇一六五

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

発達支援センターあさくち

2 所在地

浅口市金光町須恵六五三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市金浦七四六番地

三 廃止年月日

令和八年三月三十一日

四 事業所番号

三三五一六〇〇二二

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童デイサービスまきび

2 所在地

小田郡矢掛町矢掛二〇九〇一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人のぞみ

2 主たる事務所の所在地

総社市井手五七六番地五 サンプルスN二〇二号室

三 廃止年月日

令和八年三月三十一日

四 事業所番号

三三五二八〇〇一九

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和8年4月7日 岡山県公報 第12792号

◎岡山県告示第二百十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まなび家早島

2 所在地

都窪郡早島町早島四五九八一―一九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社やまと

2 主たる事務所の所在地

奈良県桜井市桜井一九二番地二

三 廃止年月日

令和八年三月三十一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇七〇

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まなび家若宮

2 所在地

都窪郡早島町若宮三五四三一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社やまと

2 主たる事務所の所在地

奈良県桜井市桜井一九二番地二

三 廃止年月日

令和八年三月三十一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇一二〇

五 サービスの種類

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

◎岡山県告示第二百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

井原はばたき作業所

2 所在地

井原市高屋町二〇一二番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人井原はばたき会

2 主たる事務所の所在地

井原市高屋町二〇一二番地一

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三一〇七〇〇二七七

五 サービスの種類

就労継続支援B型

◎岡山県告示第二百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

がじゅまる

2 所在地

総社市中央二丁目九―三三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人岡山障害者地域生活支援センター

2 主たる事務所の所在地

総社市福井二四六番地

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇六二二

五 サービスの種類

就労継続支援B型

◎岡山県告示第二百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

メゾン de いるか寄島

2 所在地

浅口市寄島町一六〇八九―一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福嶋医院

2 主たる事務所の所在地

浅口市寄島町三〇七二番地

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三二一六〇〇四五

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第二百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

障がい者活動支援センターがじゅまる

2 所在地

総社市中央二丁目九―三三三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ラ・ルーチェ「絆縁」

2 主たる事務所の所在地

鳥取県鳥取市千代水三丁目三一番地

三 廃止年月日

令和八年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇四六五

五 サービスの種類

就労継続支援B型

◎岡山県告示第二百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームユートピアドルフィン

2 所在地

浅口市寄島町一六〇八九―一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人ドルフィン福祉会

2 主たる事務所の所在地

倉敷市八王寺町一八八番一

三 廃止年月日

令和八年三月三十一日

四 事業所番号

三三二一六〇〇〇三七

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第二百二十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 発起人の住所及び氏名
玉野市胸上二五三四―一 國屋 一吉
玉野市石島三〇六八 沖中 求
- 二 加入区
胸上
- 三 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
胸上漁業協同組合
- 四 縦覧期間
令和八年四月七日から同月二十一日まで
- 五 縦覧場所
岡山県農林水産部水産課

- 一 発起人の住所及び氏名
玉野市後閑一五一〇―一八 伊東 勇
玉野市向日比一―五―三 佐野 安雄
- 二 加入区
玉野
- 三 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
たまの漁業協同組合
- 四 縦覧期間
令和八年四月七日から同月二十一日まで
- 五 縦覧場所
岡山県農林水産部水産課

- 一 発起人の住所及び氏名
笠岡市西大島新田三五七―一六 伊藤 良行
笠岡市入江二六〇―三 高森 宏
- 二 加入区
大島美の浜
- 三 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大島美の浜漁業協同組合
- 四 縦覧期間
令和八年四月七日から同月二十一日まで
- 五 縦覧場所
岡山県農林水産部水産課

〔一三六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年四月七日

岡山県庁 伊原 隆 大

1 調達内容

- (1) 調達件名
岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業電話交換システム整備業務
- (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書等による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 令和8年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「8情報・通信サービス」であり、格付区分がAであるものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ## 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総務部デジタル推進課
電話 (086) 226-7264

(2) 申請期限

令和8年4月20日(月) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県危機管理課防災通信班
電話 (086) 226-7294
FAX (086) 225-4559

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年4月7日(火) から同月24日(金) まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

岡山県危機管理課ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>)からダウンロードすること。ただし、仕様書については(1)の場所にて交付する。なお、送付による交付を希望する場合は、(1)の問い合わせ先に問い合わせること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵送等(配達証明付きの書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月19日(火) 午前11時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和8年5月18日(月) 午後4時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁地下1階用度課入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を令和8年4月24日(金)午後4時まで、4(1)の場所へ提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Okayama Prefecture Advanced Disaster Prevention Information Network
Development Project Telephone Switching Systems Development and Maintenance

(2) Contract period :

From the contract start date through 31 March, 2028

(3) Time limit for tender :

Tenders submitted in person: 11:30 A.M. 19 May, 2026

Tenders submitted via post: by 4:00 P.M. 18 May, 2026

(4) Contact point for the notice :

Okayama Prefecture Crisis Management Division,
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL: (086) 226-7294

〔一三七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和八年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

二 都市計画の決定年月日

令和八年三月二十七日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、早島町都市整備部建設課において縦覧に供する。

〔一三八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画用途地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画用途地域

二 都市計画の変更年月日

令和八年三月二十七日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、早島町都市整備部建設課において縦覧に供する。

〔一三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字流五九番、六〇番、六一番一、六三番一、六四番一、六五番一、六六番、六七番、六八番、六九番、七〇番一、七一番一、七二番、七三番一、七八番一、七九番、八〇番一、字大坪九二番一、九二番二、九三番一、九三番二、九四番一、九四番二、九五番一、九五番二、九六番一、九六番二、九七番、九九番一、九九番二、一〇〇番、一〇二番一、一〇二番二、一〇二番三、一〇二番四、一〇四番一、一〇四番二、一〇四番五、一〇五番一、一〇五番七、一〇五番八、一〇五番一〇、一〇五番一一、一〇八番、一〇九番一、一〇九番二、一一一番、一一二番一、一一三番、一一四番二、一一五番一、一一五番二、一一五番三、一一五番四、一一五番五、一一六番一、一一六番二、一一六番五、字大坪一一六番二地先から一一五番二地先まで道、字大坪九番一地先から七九番地先まで道、字流七二番地先から五九番地先まで道、字大坪九五番二地先から九九番一地先まで水路、字大坪一〇五番一地先から字流七三番一地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市東区光津七〇〇番地

岡山土地倉庫株式会社

代表取締役 末長 一範

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月八日岡山県指令建指第二九〇号

〔一四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市香登本字大町田六一七番三、六一八番一、六一八番六、六二〇番一、六二〇番六、六二一番一、六二二番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区泉田一丁目三番六号

株式会社ネットヨタI&Oホールディングス

代表取締役 石井 敦浩

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十月二十九日岡山県指令建指第一八一号

〔二四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字流五九番、六〇番、六一番一、六三番一、六四番一、六五番一、六六番、六七番、六八番、六九番、七〇番一、七一番一、七二番、七三番一、七八番一、七九番、八〇番一、字大坪九二番一、九二番二、九三番一、九三番二、九四番一、九四番二、九五番一、九五番二、九六番一、九六番二、九七番、九九番一、九九番二、一〇〇番、一〇二番一、一〇二番二、一〇二番三、一〇二番四、一〇四番一、一〇四番二、一〇四番五、一〇五番一、一〇五番七、一〇五番八、一〇五番一〇、一〇五番一一、一〇八番、一〇九番一、一〇九番二、一一一番、一一二番一、一一三番、一一四番二、一一五番一、一一五番二、一一五番三、一一五番四、一一五番五、一一六番一、一一六番二、一一六番五、字大坪一一六番二地先から一一五番二地先まで道、字大坪九番一地先から七九番地先まで道、字流七二番地先から五九番地先まで道、字大坪九五番二地先から九九番一地先まで水路、字大坪一〇五番一地先から字流七三番一地先まで水路

二 公共施設の種別

道路、水路、緑地、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市東区光津七〇〇番地

岡山土地倉庫株式会社

代表取締役 末長 一範

五 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月八日岡山県指令建指第二九〇号

〔一四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市香登本字大町田六一七番三、六一八番一、六一八番六、六二〇番一、六二〇番六、六二一番一、六二二番一

二 公共施設の種別

道路、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区泉田一丁目三番六号

株式会社ネットヨタI&Oホールディングス

代表取締役 石井 敦浩

五 許可年月日及び許可番号

令和七年十月二十九日岡山県指令建指第一八一号

〔一四三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
除雪トラック（7t級専用車、4×4、路面整正装置付） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和八年三月二十六日
- 四 落札者の名称及び所在地
UDトラックス株式会社 岡山カスタマーセンター
岡山市北区平野六三〇番地の一
- 五 落札金額
四九、六一〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、五一〇、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和八年二月十三日

〔一四四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
小形除雪車（一・五m級―一・八m幅） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和八年三月二十六日
- 四 落札者の名称及び所在地
津山重機工業株式会社
津山市下田邑二二六六番地の二一
- 五 落札金額
四三、一七五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、九二五、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和八年二月十三日

〔一四五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
除雪トラック（7t級専用車、4×4、路面整正装置付） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和八年三月二十七日
- 四 落札者の名称及び所在地
UDトラックス株式会社 岡山カスタマーセンター
岡山市北区平野六三〇番地の一
- 五 落札金額
五〇、〇五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、五五〇、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和八年三月六日

〔五〕令和八年三月三十一日付け（号外）公布岡山県税条例施行規則等の一部を改正する規則（岡山県規則第三十七号）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
六・終わりが ら三	令和8年法律第 号	令和8年法律第2号
七・九 七・終わりが ら一九 七・終わりが ら一二	令和八年法律第 号	令和八年法律第二号